

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成19年9月20日(2007.9.20)

【公表番号】特表2007-507792(P2007-507792A)

【公表日】平成19年3月29日(2007.3.29)

【年通号数】公開・登録公報2007-012

【出願番号】特願2006-533841(P2006-533841)

【国際特許分類】

G 0 6 F 3/041 (2006.01)

【F I】

G 0 6 F 3/041 3 3 0 D

【手続補正書】

【提出日】平成19年8月2日(2007.8.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

タッチ検出領域を覆う電気的に連続で光学的に透明な伝導性フィルムと、前記伝導性フィルム上にある光学的に透明な自立フレキシブルガラス層と、前記伝導性フィルムと前記フレキシブルガラス層に加えられたタッチ入力との間の容量結合によって誘導される信号を検出するよう構成された電気回路とを含み、前記信号が接触位置の決定に使用される容量型タッチセンサー。

【請求項2】

前記フレキシブルガラス層を伝導性フィルムに接合させるための光学的に透明な接合層をさらに含む、請求項1に記載の容量型タッチセンサー。

【請求項3】

前記フレキシブルガラス層が前記電気回路の少なくとも一部を覆っている、請求項1に記載の容量型タッチセンサー。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 5 0

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 5 0】

図1に戻ると、導線131の少なくとも一部は、タッチセンサー中の層またはフィルムの上に配置することができる。たとえば、導線131の少なくとも一部を、基体110、伝導性フィルム120、またはガラス層160の上に配置することができる。別の例としては、導線131の複数箇所を、タッチセンサー中の種々の複数の層またはフィルムの上に配置することができる。たとえば、導線の一部を伝導性フィルム120上に配置しながら、異なる部分をガラス層160上に配置することができる。さらに別の例としては、ガラス層160と基体110との間などにあり図1には示されていない補助層上に導線131を配置することができる。電極130の少なくとも一部を補助層の上に配置できることも理解できるであろう。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】 0 0 5 3

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【0 0 5 3】

本発明の一態様によると、伝導性接触器具 1 0 1 は、制御装置 1 5 5 などを介してタッチセンサー 1 0 0 と結合させることができる。この結合手段としては、たとえば、図 2 に示される導電性手段 1 6 1 を介した制御装置 1 5 5 などとの電気的接続を挙げができる。直接的な電気的接続によって、バックグラウンドノイズを減少させることができ、それによって信号対雑音比を増加させることができる。接触器具を制御装置と電気的に接続することの利点の 1 つは、接触により誘導されるより小さな信号を制御装置が検出できるため、ガラス層 1 6 0 の厚さを増加させることができることである。導電性手段 1 6 1 としては、たとえば導線を挙げができる。